



アスベスト廃棄物の適正処理について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:昭和63年10月3日

番706号
昭和63年10月3日

鳥取土木事務所長殿
倉吉土木事務所長殿
米子土木事務所長殿

土木部長

アスベスト廃棄物の適正処理について（通知）

このことについて、衛生環境部長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴関係者に周知してください。
なお、各市町村長、産業廃棄物処理業者並びに別記建設廃材関係産業廃棄物処理専門部会構成員に対しては、衛生環境部長から別途通知してありますので申し添えます。

受環第178号
昭和63年8月17日

鳥取県教育委員会教育長殿
鳥取県警察本部長殿
鳥取県企業局長殿
各部長殿

鳥取県衛生環境部長

アスベスト廃棄物の適正処理について（通知）

アスベスト廃棄物の適正処理については、昭和62年11月20日付受環第183号で通知したところですが、このたび厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長から別添のとおり「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」が送付されました。
ついては、貴関係者に本指針の内容を周知していただくとともに、貴職の関係工事に伴ってアスベスト廃棄物が発生する場合には、特に下記事項に留意の上、本指針に基づいた適正処理の確保について配慮していただくようお願いします。

記

- 1 工事着手前にアスベスト廃棄物の処理計画書を工事請負業者から提出させて、処理方法の確認を行うこと。
- 2 工事終了後に廃棄物処理報告書を提出させて、適正処理されたことを確認すること。

衛産第43号
昭和63年7月22日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説の送付について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてから種々御尽力いただいているところである。
アスベスト廃棄物の適正処理については、先に通知したところであるが、今般、（社）日本廃棄物対策協会に依頼して検討を進めてきた「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」が別添のとおり取りまとめられたので、本指針を踏まえてアスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう、アスベスト除去等の工事業業者、産業廃棄物処理業者等の関係者に対し、周知徹底に努められたい。また、アスベスト廃棄物の受入処分場の確保、跡地管理等についても留意されたい。
（別添省略）